

平成 26 年 11 月 7 日

特定個人情報保護委員会事務局  
総務課（監視監督担当）御中

一般社団法人全国銀行協会

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」  
（本文、別添および別冊による構成）に対する意見について

平成 26 年 10 月 10 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと  
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン案」に対する意見について

No.	頁数	項番	意見内容	理由等
1	(事業者編) 7	第3-2(2)	<p>他の法制度の要請で個人番号の取得が求められる場合でも、取得は不可という理解でよいか確認したい。</p> <p>&lt;例&gt; FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)の制定様式(または代替様式)において、個人番号の記載が求められる場合でも、個人情報保護を優先して、記載をしないよう誘導することになるのか。</p>	<p>当該箇所に述べられている類型内に左記のような他の法制度の要請に従っての場面がないことから、確認のため。</p>
2	15	第4-1-(1)- <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> -B-a	<p>「したがって、個人番号についても…(中略)…利用目的を超えて個人番号を利用する必要がある場合には、…(中略)…改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない」とあるが、提供を受けた個人番号は利用目的別の管理が必要になるのか確認したい。</p>	
3	16	第4-1-(1)- <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> -a	<p>激甚災害が「発生」した場合であっても、激甚災害の「指定」前は、金融機関で管理している個人番号を利用できず、改めて個人番号の提供を求めなければならないのか。</p> <p>また、激甚災害の「指定」前に取り扱って、結局、激甚災害と指定されなかった場合、罰則の適用はあるのか確認したい。</p>	<p>激甚災害の「指定」が行われる前後によって、例外的な取扱いの可否が変わるかどうかの確認したため。</p>
4	16	第4-1-(1)- <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> -b	<p>「人の生命、身体又は財産の保護のため」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか確認したい。</p>	<p>個人番号の利用に係る例外的な取扱いについて確認したため。</p>
5	(事業者編) (別添) 56	F - a	<p>特定個人情報(含む個人番号)を取扱う業務がある場合、特定個人情報を取り扱う事務に従事する従業者としてどの範囲まで指定すべきか。業務ローテーションを勘案し当該チーム・係内の全員を指定しておくことは可能か確認したい。</p>	<p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」の「技術的安全措置 a アクセス制御」において、「事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定する」というアクセス制限の目的が示されている。</p> <p>この事業者ガイドライン上、事務取扱担当者とは「特定個人情報等を取り扱う従業者」(48頁)とされており、その取扱いに関しては「事務取扱担当者を明</p>

No.	頁数	項番	意見内容	理由等
				<p>確にしておかなければならない」(49頁)としか定められていない。</p> <p>このため、これに該当するかどうかの判断は事業者の責任で行わざるを得ないものと思われる。</p>
6	(別冊) 1 3	1-(1)- <input type="checkbox"/> 1 1-(1)- <input type="checkbox"/> 2-a	<p>「金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合」には個人番号を例外的に利用できることとされている一方、平常時は個人番号を預金の支払時に使用することは禁止されているが、これらは相反する要件であり、システムを構築するうえでどのようなことを考慮すべきか(平常時は個人番号へのアクセスを制限し、激甚災害時には使用可能となるようなシステムの仕様としなければならないのか、または運用面でカバーすればよいのか等)。</p> <p>激甚災害時は、預金の払出等において個人番号を本人確認の一手段として利用することとされているため、平常時から個人番号を金融機関内部の顧客情報照会で照会可能としておかなければならない。しかし、平常時に顧客情報照会で照会可能とすることは、利用目的を超えるものと考えられる。激甚災害時のみ照会可能なシステムの構築や平常時における個人番号の別管理の仕組みが必要となるのか示していただきたい。</p>	
7	2 9	1-(1) 3-(1)	<p>カードの紛失や不正使用等により一度付与された個人番号が変更となる可能性はあるが、変更となった場合、顧客が銀行に対して申告義務を負っており、銀行は顧客に対して定期的に変更の有無を確認する義務は負わないと認識している。</p> <p>個人番号に変更が生じた場合、顧客が金融機関に届出しない場合は、金融機関は個人番号の変更を認識できず、変更前の個人番号にて支払調書等を作成することになるので、新たな個人番号を通知する際に、金融機関に変更となったことを通知するよう、周知・説明していただきたい。</p>	個人番号が変更となった場合の周知・説明を行っていただきたい。
8	2	1-(1)-B	「金融商品取引に関する支払調書作成事務」とは申告分離課税で支払調書の提出が必要な告知書を受入れている業務(「投資信託」と平成28年1月以降の「公共債」が対象になる)との理解でよいか確認したい。	利用範囲を明確にするため。

No.	頁数	項番	意見内容	理由等
9	2 16	1-(1)- <input type="checkbox"/> -B-a 3-(3)-B	金融機関は、1つの取引が終了しても、「想定される全ての」取引のために、個人番号を継続して保管することは可能か。	廃棄方法として、「事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない」とあるが、一方で、顧客から個人番号の提供を受ける際には、「『想定される全ての法定調書作成事務等を利用目的として特定』することが考えられる」とされているため。
10	4	1-(2)	取得した個人番号を行内システムに登録した場合、営業担当者が個人番号関連事務において、端末にIDおよびパスワードを入力のうち、個人番号を照会・閲覧することになる。その際に照会・閲覧できる営業担当者に制限を設ける必要はないという理解でよいか確認したい。 個人番号を照会・閲覧できる営業担当者の制限が必要な場合、どのような制限を設ける必要があるか具体的にご提示いただきたい。	個人番号を端末にて照会・閲覧する際の営業担当者の制限について、明記されていないため。
11	4	1-(2)	支払調書を複数のシステムを利用し作成している場合、同一目的で提供を受けた個人番号をそれぞれのシステムで保持することは問題ないか。	公共債の場合、特定口座等で提供を受けた個人番号について、支払調書を作成するために2つのシステムで保持する必要性があるため。
12	4	1-(2)	「顧客の個人番号を含む特定個人情報ファイルを作成することができるものであり、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。」とされているが、下線部の文言は不要ではないか。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第8項では、「特定個人情報」は、「個人番号をその内容に含む個人情報」と定義されており、左記下線部の文言を規定することにより、顧客の個人番号を含まない特定個人情報があるとの誤解を生じかねないため。
13	5	2-(1)-1-A	金融機関内部における書類受渡に関して、現状、外部業者によるメール便を利用しているが、本件個人番号に関連する書類の受渡に関して、現状と同様に外部業者によるメール便を利用する場合、外部業者は個人番号法における委託先として管理する必要があるか確認したい。	番号法における委託先とみなされる場合、金融機関として抜本的な事務体制の見直しが必要となり、対応負荷甚大となるため。

No.	頁数	項番	意見内容	理由等
14	8	2-(2)	<p>個人番号の管理に関し、具体的な管理手法を例示いただきたい(例えば、次の手法は厳格な管理と認められるのか)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該業務担当部門の関係者のみが特定個人情報にアクセスできるような仕組みを作る。</li> </ul>	<p>金融機関においては、利子などの支払調書、特定口座年間取引報告書などとの紐づけのため個人番号の提供を受けることになり、また、事業者として従業員から個人番号の提供を受けるが、いずれの場合も、個人番号の管理は、従来の個人情報の取扱い以上に厳格な管理が求められることとなるため。</p>
15	8	2-(2)	<p>「特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」と規定されているが、基本的には、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(2)2)の「実施体制の整備に関する人的安全管理措置」を遵守することで足りるとの理解でよいか。</p>	<p>「実施体制の整備に関する人的安全管理措置」に規定されている措置以外に想定しているものがあるれば明示してもらいたい。</p>
16	9	3-(1)B	<p>財形預金においては、非課税(財形年金・住宅)にかかる各種「申告書」に個人番号の記載が必要となるが、法令(所得税法・租税特別法・財形法)にもとづき非課税申告書は勤務先等を経由して提出されることとなっている。</p> <p>従って、財形預金において勤労者から個人番号と番号確認書類について提供の要求をする場合、勤務先等および金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先に対し個人番号の提供の要求をするということによいか確認したい。</p>	<p>「個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき」は特定個人情報の提供が認められており(番号法19条2号)、左記の場合はこれに該当するものと思われるため、明確化のため確認したい。</p> <p>この整理で正しい場合は、ガイドライン(「3-(1)個人番号の提供の要求-1 B」)に例示していただきたい。</p>
17	11~12	3-(2)	<p>インターネットバンキングなど非対面チャネルで口座開設ができ、支払調書作成が必要となる商品は、非対面チャネルにて個人番号入力用の画面を準備し、顧客が入力し、金融機関が取得することは問題となるのか確認したい。</p> <p>非対面チャネルの場合、入力された個人番号が正しいかどうかを検証することは困難であるが、非対面チャネルでの個人番号の取得方法があれば、ご提示いただきたい。</p>	<p>非対面チャネルによる個人番号の取得が法令の範囲の対応となるか否か明記されていないため。</p>
18	11~12	3-(2)	<p>税務署提出用のDVD作成を外部業者に委託し、行内システムで作成した支払調書データをMTで外部業者に引き渡している場合において、当該データに個人番号が記録して引き渡すとき</p>	

No.	頁数	項番	意見内容	理由等
			<p>は、個人番号/特定個人情報の「提供」に該当すると認識で間違っていないか確認したい。</p> <p>「提供」に該当する場合であっても、DVD 作成をこれまでどおり外部業者に委託することは可能との理解でよいか確認したい。</p>	
19	15,16	3-(3)	<p>個人番号事務において個人番号を取得する場合、専用書類に個人番号の記入を受け、行内システムに登録を行い、専用書類の個人番号をマスキングせずにスキャンングデータ化し、個人番号の取得を要する取引が解約となった時点で、行内システムに登録された個人番号およびスキャンングデータを消去するフローは問題ないという理解でよいか。</p> <p>また、個人番号を記載した専用書類は、行内システムに登録した番号を確認する必要があることも考えられるため、行内システムに登録した時点で専用書類の個人番号をマスキングする対応や専用書類の廃棄する対応を行う必要はないか確認したい。</p>	<p>行内システムに個人番号を登録した時点で、専用書類の個人番号をマスキングのうえスキャンングを行い、専用書類を廃棄した場合、将来万一、専用書類に記載された個人番号を確認する必要がある場合に支障を来たすため、マスキングせずにスキャンングデータ化するフローを想定しているため。</p>
20	15	3-(3)-A 注釈4	<p>営業担当者から個人番号管理担当者への書類受渡に関する記載の中で、「できるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし」とあるが、「できるだけ速やかに」とは各金融機関の事務体制を踏まえた合理的な期間に受渡しをすればよいか確認したい。</p>	<p>本件は法令違反とされる重要事項であると思料。そのため、明確な指針を示していただきたい。</p> <p>また、事務能力を超えた対応を求められる場合、金融機関として抜本的な事務見直しが必要。</p>
21	16	3-(3)-B	<p>個人番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で所管法令において定められた保存期間を経過した場合の廃棄に関する記載の中で、「できるだけ速やかに」とは、各金融機関の事務体制を踏まえた合理的な期間に廃棄を完了すればよいか確認したい。</p>	<p>本件は法令違反とされる重要事項であると思料。そのため、明確な指針を示していただきたい。</p> <p>また、事務能力を超えた対応を求められる場合、金融機関として抜本的な事務見直しが必要。</p>
22	18	3-(4)-本人確認① - ii、iii-(i)	<p>「本人の身元確認書類」として、「特定の個人と同一の者であることが明らかな場合」とは、具体的にどのような場合か。金融機関として、事前に本人確認済みである顧客は本件対象に含まれると考えてよいか確認したい。</p>	<p>顧客に対し、個人番号受入れ時に別途資料を求めるとなると顧客側で負荷となる。金融機関にて、事前に本人確認済みである場合は、本記載の具体例に該当するとしていただきたい。</p>

No.	頁数	項番	意見内容	理由等
23	18,19	3-(4)	<p>犯収法等の規定により、本人確認事務として、窓口で受入れた資料の種類(運転免許証など)、確認資料番号(運転免許証の番号)をシステムに登録しているが、個人番号カードを確認資料として受け入れを行った場合、種類として個人番号カードであることを登録することは問題ないが、確認資料番号として個人番号を登録することはできないと認識しているが、この理解で問題ないか確認したい。</p> <p>種類として個人番号カードであることを登録することも問題ありということであれば、個人番号カードを個人番号関連事務以外の銀行全般の本人確認事務において活用することはできないという理解でよいか確認したい。</p>	
24	19	3-(4)-本人確認① -iii-(ii)	<p>個人番号をインターネット上で受入れする方法に関して、ICチップ読取りのほか、確認書類をPDFファイル等で金融機関に伝送する方法等で受入れすることは可能か確認したい。</p>	<p>ICチップの読取りには、顧客自身がICチップリーダーライターを所持していることが前提となるため、顧客側の負荷が大きく、利用可能な顧客は、一部のネットリテラシーの高い顧客に限定されるおそれがある。</p> <p>電磁的な受入れ方法としては、多様な方法を認めていただきたい。</p>

以 上